

# 自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託プロポーザル募集要項

## 1 目的

自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託に係るプロポーザルの参加について、必要な事項を定める。

## 2 プロポーザルに付する事項

### (1) 委託業務名

自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託

### (2) 委託業務の内容

別添「自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託仕様書(公募用)」のとおり。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募書類の提出期限までに物品等入札参加業者適格者名簿（委託）掲載されている者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 本プロポーザルを審査する委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員、顧問もしくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者ではないこと。

## 4 応募に関する事項

### (1) 質問の提出及び回答

- |   |      |  |
|---|------|--|
| ア | 提出方法 | 本件に関する質問は、すべて質問書（様式第7号）により行うものとし、「10問合せ先」にメールにて提出すること。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。 |
| イ | 提出期限 | 令和8年3月30日（月）午後5時〔必着〕なお、メール送信後、「10問合せ先」へ電話で受信確認を必ず行うこと。                               |
| ウ | 回 答  | 令和8年4月7日（火）までに、受け付けたすべての質問(軽微なものを除く)について、回答をホームページに掲載する。                             |

### (2) 応募方法

- |   |      |   |
|---|------|---|
| ア | 提出期限 | 令和8年4月16日（木）午後5時〔必着〕<br>なお、応募に先立ち、令和8年4月14日（火）までに、参加の意向を「10問合せ先」にメールにて連絡すること。 |
|---|------|---|

イ 提出方法 提出書類を、「10問合せ先」にメールにて提出すること。なお、メール送信後、「10問合せ先」へ電話で受信確認を必ず行うこと。

ウ 提出書類

- ・企画提案書（様式第1号）
- ・企画提案概要説明書（様式第2号）
- ・業務実施スケジュール（様式第3号）
- ・業務実施体制（様式第4号）
- ・経費見積書（様式第5号）
- ・会社（団体）概要（様式第6号）
- ・その他の資料（任意様式）

エ その他

- ・参加者1につき1提案とする。
- ・提出後の差し替えは、受け付けない。

## 5 応募書類に関する注意事項

(1) 企画提案書（様式第1号）

宛名「千葉県知事 熊谷 俊人」、タイトル「自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託 企画提案書」、提出年月日を記載すること。

(2) 企画提案概要説明書（様式第2号）

別紙を含めて20ページ以内とする。本業務について工夫した点、アピールしたい点等があれば、その内容についても各項目に記載すること。必要に応じて、別紙を、添付してもよい。

ア 着用率調査実施計画の作成の企画提案

イ 着用率調査の実施の企画提案

ウ 自転車の安全利用指導・啓発の実施の企画提案

(3) 業務実施スケジュール及び実施体制（様式第3号及び4号）

業務実施スケジュールについては、5月下旬に契約締結した場合のスケジュールを記入すること。業務実施体制については可能な限り、詳しく記入すること。

(4) 経費見積書（様式第5号）

仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要なすべての費用を算定すること。見積書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載する。

(5) 会社（団体）概要（様式第6号）

契約受注実績は千葉県に限らない。なお、千葉県の受注実績を記載する場合は発注部署名も記載すること。

(6) その他の資料（任意様式）

提案者は過量にならない範囲で提案のための任意資料を提出することができる。

## 6 審査・選考方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書一式は、評価基準に基づき、選考審査委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを経て審査を行い、最も優れた提案企業（団体）を委託先候補とする。なお、応募多数の場合、選考審査委員会の前に事務局による事前審査を

行う場合がある。

(2) 事前審査

応募資格を有する応募者が6者以上の場合は、事務局（千葉県環境生活部くらし安全推進課）が書面による事前審査を実施する。

事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選考審査委員会に参加する5者を選考する。

事前審査の結果は令和8年4月22日（水）までに応募者全員にメールで通知する。なお、本審査を通過しない者は6（3）選考審査委員会に参加することができない。

(3) 選考審査委員会

ア 日 時 令和8年4月最終週に実施予定(令和8年5月1日を含む)

実施日については4月10日（金）を目途にホームページに掲載する。

なお、実施時間等の詳細は、令和8年4月22日（水）までに別途通知する。

イ 場 所 千葉県庁 本庁舎3階 環境生活部会議室（予定）

(4) 評価項目及び評価基準

別紙「自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員にメールで通知する。

## 7 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募資格の無い者が提案したとき。

イ 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。

ウ 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。

エ 虚偽の記載をしたことが判明したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

カ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

キ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

ク 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。

ケ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき。

コ 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。

サ 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

## 8 委託契約

選定委員会において選定された参加者と事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たり、協議のうえ企画案の一部を変更する場合がある。

- イ 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。  
なお、契約保証金は免除する場合がある。
  - ウ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託については、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (3) 委託料
- ア 委託料は、3,844,000円を上限とする。なお、この額には消費税及び地方消費税を含む。
  - イ 委託料には、事業終了後の実施状況報告書、完了報告書等の作成経費を含む。
  - ウ 委託料の支払いは、すべての業務の履行後とする。

## 9 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの選考の目的のみに使用し、提案者に無断で使用しない。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示される場合がある。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (5) 本業務に係る映像撮影及び図版等の使用に当たっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得ること。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 問合せ先

千葉県環境生活部 暮らし安全推進課 交通安全対策室  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
電話 043-223-2258  
FAX 043-221-2969  
メール [ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp)

※ 千葉県のメールソフトの受信容量が7.2MBのため、容量を超えるファイルを提出する場合は、大容量のデータ送信が可能なファイル転送システムを使用すること。

**自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託  
プロポーザル評価項目及び評価基準**

評価項目		評価基準	配点
1	業務遂行能力	委託業務を円滑に実施するための体制を有しており、業務スケジュールが明確で実現可能であるか。	20
2	経費の妥当性	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。	20
3 企 画 提 案	(1) 全体	業務の趣旨や目的を理解し、成果等を十分期待できるか。	20
	(2) 着用率調査	次の視点から総合的に評価する。 ①県内54市町村で着用率調査を実施するための必要な人員を確保できるか。 ②着用率調査を実施するための体制が整っているか。	20
	(3) 自転車の安全利用指導・啓発	次の視点から総合的に評価する。 ①適任のスタッフを選任することが期待できるか。 ②対象者が理解するための工夫や法人の独自性が発揮される工夫がなされているか。	20
合 計			100

様式第1号

令和 年 月 日

企画提案書

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託について、本書のとおり企画提案いたします。

所在地 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

会社（団体）名 \_\_\_\_\_

代表者役職氏名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 企画提案概要説明書

### 1 企画提案の概要

### 2 企画提案の詳細

- (1) 実施計画の作成
  - ・実施場所の選定方法
  
  - ・実施方法
  
- (2) 自転車安全教育指導員等による指導・啓発の実施
  - ・指導・啓発方法

様式第3号

業務実施スケジュール

時期		内容
5月	下旬	委託契約締結予定

様式第4号

## 業務実施体制



様式第 6 号

会社（団体）概要

団体名			
本社所在地	〒		
千葉県内支店等	〒		
設立年月日			
資本金			
年間売上高			
従業員数			
事業内容 〔特に力を入れている分野 自信のある分野 等〕			
本業務と種類・規模を ほぼ同じくする 契約受注実績	業務名：		
	発注者：		
	事業年度：		
	契約額：		
	内 容：		
	業務名：		
	発注者：		
	事業年度：		
	契約額：		
	内 容：		
	業務名：		
	発注者：		
	事業年度：		
	契約額：		
	内 容：		
ホームページの有無	有	URL	無
県入札参加資格登録	登録番号：		

様式第7号

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

提出者 商号又は名称

代表者氏名

質問者氏名

電話番号

メールアドレス

### 質 問 書

自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託に係るプロポーザルについて、  
下記のとおり質問します。

質問 No.	項 目	質 問 内 容

提出先

千葉県環境生活部くらし安全推進課 交通安全対策室

電話（直通）043-223-2258

メール [ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp)

# 自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託仕様書(公募用)

本仕様書は、千葉県が委託する「自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

## 1 委託業務の名称 自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託

## 2 業務目的

令和5年4月1日より、全ての自転車利用者の、乗車時のヘルメットの着用が努力義務となっているが、自転車乗車用ヘルメット着用率調査(R7.6 警察庁調査)では、当県の着用率は7.9%であり、全国平均(21.2%)よりも低い状況である。(全国ワースト4位)

本業務は、千葉県内54市町村の自転車乗車用ヘルメット着用率を把握するとともに、警察庁が令和7年12月に公表した「自転車の交通安全教育ガイドライン」や、現在策定中の第12次千葉県交通安全計画に基づき、県民の交通安全意識の定着と実施を図り、関係機関が一体となって自転車乗車用ヘルメット着用率を向上させることを目的とする。

## 3 業務期間及び委託料上限額

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

委託上限額：3,844,000円(消費税及び地方消費税を含む)

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

## 4 業務内容

本業務は次に掲げる内容とする。

### (1) 実施計画の作成

千葉県内54市町村において自転車乗車用ヘルメット着用率調査を実施するための実施場所の選定及び実施日等を整理した実施計画書を作成し、実施場所の選定方法及び実施体制について提案すること

#### ア 実施箇所

千葉県内54市町村の主要駅の周辺で1市町村1箇所を選定し、計54箇所を提案すること。(適当な駅が無い場合においては、自転車利用者が多いショッピングセンターや商店街、スーパーなどを選定すること)

※なお、受託者決定後、調査場所の一部を県と協議の上、変更する場合があります。

イ 実施日 : 令和8年6月～令和9年3月の平日。

ウ 実施回数 : 令和8年6月、9月、12月、令和9年3月の計4回

- エ 代替日 : 各回実施期間内に2日以上の子備日を設定。
- オ 実施時間  
1日2時間。なお、実施時間は選定箇所の特性に応じ、以下のとおりとする。
  - ・選定箇所 主要駅の場合 朝 7:00~9:00
  - ・選定箇所 ショッピングセンター等の場合 夕 14:30~16:30
- カ 実施人数: 各実施箇所にて、最低2名以上で実施すること。
- キ その他  
実施計画の作成においては、道路交通・歩行者交通に支障のないよう考慮するとともに、安全面についても考慮し、計画すること。また、調査の円滑な遂行のため、調査開始までに、実施場所における主要駅や管轄警察署等への必要な許可申請や、店舗等への事前連絡を行うこと。

## (2) 自転車乗車用ヘルメット着用率調査の実施

- 4 (1) の実施計画に基づいて、自転車乗車用ヘルメット着用率調査の実施すること。
  - ア 調査位置  
調査地点の歩行者動線または自転車通行動線を妨げない位置に調査員を配置し、自転車利用者のヘルメットの着用状況が確認できる場所にて調査すること。
  - イ 対象となる自転車利用者の定義
    - (ア) 自転車で走行している者
    - (イ) 子ども乗せ用自転車の幼児・児童も対象に含める
  - ウ ヘルメットの着用・未着用の定義
    - (ア) 着用 : 自転車乗車用ヘルメットを装着している状態
    - (イ) 未着用: 自転車乗車用ヘルメットを装着していない状態。
  - エ 実施基準
    - (ア) 気象警報(暴風・大雨・洪水等)発令時は子備日に原則延期。
    - (イ) その他天候等により安全確保が困難な場合は子備日に原則延期。  
※延期の決定は前日17:00まで(急変時は当日判断可)。
  - オ その他
    - (ア) 調査に従事する者は、反射ベストや腕章等を着用して調査を行うこと。
    - (イ) 調査を実施している旨を明示し調査を行うこと。

## (3) 調査の集計及び一覧表の提出

- 各地点の実施結果は別紙1のような報告様式(任意様式可)に記載すること。
- 調査後、各地点の実施結果(任意様式可)を仕様書別紙2報告様式にとりまとめ、調査実施月の翌月15日(閉庁日の場合は翌開庁日、3月分については令和9年3月31日まで)までに、くらし安全推進課へ、各地点の実施結果はPDF又はエクセルデータ、別紙2はエクセルデータで報告すること。
- 報告事項は各地点の実施結果(54箇所分)及び別紙2報告様式である。

#### (4) 自転車安全教育指導員等による指導・啓発の実施

着用率調査実施時に、自転車利用者に対して、自転車乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に係る指導・啓発を実施することし、効果的な指導方法及びその実施について提案すること。なお、警察庁が公表している「自転車の交通安全教育ガイドライン」を参考とすること。

なお、指導・啓発の実施に当たり、県が作成したチラシを使用することができる。使用する場合は事前に県に協議すること。必要に応じて管轄警察署と連携して実施すること。

※1 停止要請や追尾は行わず、非対立・安全第一で行うこと。

※2 指導・啓発に対する自転車利用者の主な反応を各地点の実施結果(任意様式)に記録すること。

#### (5) 関係機関への許可・連絡手続き

ア 駅構内または駅前広場等で調査を行う場合は、必要に応じ鉄道事業者または駅管理者へ必要な届出を行うこと。

イ 商業施設、駐輪場等で調査を行う場合は、必要に応じ施設管理者と協議すること。

ウ 道路上または歩道での調査となる場合は、必要に応じ道路管理者等と協議すること。

エ 必要に応じ管轄警察署への許可申請を行うこと。

オ いずれの申請等の手続きは受託者の負担で行うものとする。

### 5 法令遵守及び安全管理

#### (1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

#### (2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。事故発生時は、速やかに県へ連絡すること。

#### (3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

#### (4) その他

調査及び交通安全教育指導・啓発に従事する者は、反射ベストや反射腕章等を着用すること。

また、調査の実施は交通障害を生じさせない位置で行うこと。

## 6 業務完了報告書の提出

受託者は、3に記載の全ての業務の完了後、本業務委託に係る報告書を令和9年3月31日（水）までに千葉県環境生活部くらし安全推進課に提出すること。

## 7 留意事項及びその他

- (1) 本業務の遂行に当たり、市町村担当職員と調整が必要な場合は随時行うこと。
- (2) 委託者は、業務完了前であっても、受託者に中間報告を求めることができるものとする。
- (3) 委託契約書及び本仕様書に定めがない事項について疑義が生じたとき、また、別に定めるべき事項が生じたときは、委託者と受託者の両者協議の上、定めるものとする。

## 各地点調査結果報告書

報告日	
実施場所	
実施日時	
天候	
従事人数	
自転車利用者	
ヘルメット着用者数	
ヘルメット未着用者数	
交通安全教育 指導・啓発 の実施状況等	

